|  |
| --- |
| **同性婚訴訟一審判決** |
|  | 24条1項 | 24条2項 | 14条1項 | 結論 |
| 札幌 R3.3.17 | 合憲 | 合憲 | 違憲 | 違憲 |
| 大阪 R4.6.20 | 合憲 | 合憲 | 合憲 | 合憲 |
| 東京 R4.11.30 | 合憲 | 違憲 | 合憲 | 違憲状態 |
| 名古屋 R5.5.30 | 合憲 | 違憲 | 違憲 | 違憲 |
| 福岡 R5.6.8 | 合憲 | 違憲 | 合憲 | 違憲状態 |

原告の主張

同性婚を認めていない民法および戸籍法は憲法違反である。

にもかかわらず国会が必要な立法措置を講じていないことに対し国家賠償を求める。

憲法の規定

第24条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第14条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

以上

2023.9.25　小林